

# 木造住宅の耐震化を支援します！

小松市では、「安全安心なまちづくり」を進めるため、耐震性が不足している旧耐震住宅や令和6年能登半島地震により被災し、耐震性が低下した被災住宅の耐震化を図るため、耐震診断や耐震改修工事等を行う場合に、費用の一部を補助しています。

## 〈対象住宅〉

- ・旧耐震住宅（昭和56年5月31日以前に工事着手したもの）  
又は 被災住宅（令和6年1月1日能登半島地震による罹災証明で一部損壊以上のもの）
- ・一戸建て住宅、共同住宅及び長屋（2階以下かつ1,000m<sup>2</sup>未満）
- ・店舗併用住宅も対象（延床面積の半分以上を居住の用に供するもの）

一戸建て住宅の場合

## 耐震改修工事

**最大 280 万円**

## 〈制度概要〉

補助金	対象住宅	内容	補助率	補助限度額
耐震診断	旧耐震住宅 被災住宅	耐震診断を行う場合に費用の一部を補助	4/5	(一戸建て住宅) 12万円 (共同住宅・長屋) 12万円
耐震改修工事	旧耐震住宅 被災住宅	耐震診断により「評点1.0未満」と判断された住宅を「評点1.0以上」とする耐震改修工事を行う場合に費用の一部を補助	10/10	(一戸建て住宅) 210万円 (共同住宅・長屋) 420万円(105万円/住戸)
加算工事	旧耐震住宅 被災住宅	耐震改修と同時に基礎補強、屋根の軽量化、減築を行う場合に費用の一部を補助	1/2	(一戸建て住宅) 70万円 (共同住宅・長屋) 40万円
傾斜修復工事	被災住宅	ジャッキアップ等により建物の傾斜を修復する工事を行う場合に費用の一部を補助	10/10	(一戸建て住宅) 210万円 (共同住宅・長屋) 420万円(105万円/住戸)
建替工事	被災住宅	同一敷地にて耐震診断により「評点1.0未満」と判断された住宅の建替工事を行う場合に費用の一部を補助	10/10	(一戸建て住宅) 210万円 (共同住宅・長屋) 420万円

〈お問い合わせ〉 小松市役所建築住宅課 耐震担当 ☎(0761)24-8105 ✉k-shidohka@city.komatsu.lg.jp

詳しくは  
市HPへ

